

第 6 次瑞穂町

男女共同参画社会推進行動計画

—一人ひとりが共につくる地域社会をめざして—

令和 2 年度～6 年度

令和 2 年 3 月

瑞 穂 町

第6次瑞穂町男女共同参画社会行動計画の 策定にあたって

瑞穂町では、平成11年3月に「性別にとらわれない自分らしさ」、「女性の問題は、男性の問題でもある」という意識の醸成を町の基本方針として、主に町職員の意識改革をテーマとした第1次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画を策定しました。その後、第2次から第5次までの計画を策定し、継続して住民の皆様と連携して、総合的、計画的に各種施策を推進してきました。

第1次の計画を策定してから20年が経過し、更なる少子高齢化に伴う人口構造の変化、AIやIoTなどの普及による生活環境の変化など、社会情勢は刻々と変化し、歴史的な転換期を迎えています。このような中、改めて一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合う社会を目指し、このたび第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画を策定いたしました。この計画では、「互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり」、「安全・安心な生活の実現」、「男女共同参画社会推進の基盤づくり」という3つの基本目標を達成するため、瑞穂町での男女共同参画施策を展開していきます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただくとともに、ご尽力いただきました瑞穂町男女共同参画社会推進委員会の皆様に、厚く御礼申し上げます、計画策定のあいさつといたします。

瑞穂町長 杉浦 裕之

第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画

「一人ひとりが共につくる地域社会をめざして」

第1章 計画の基本的考え方

I	計画策定の趣旨	2
II	計画の基本理念	2
III	計画の性格	3
IV	計画の基本目標	3
V	計画の期間	3
VI	計画の体系	4

第2章 計画の内容

基本目標 I	互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり	6
(1)	男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成	6
①	男女共同参画意識の啓発	6
②	多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成	7
③	男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実	7
④	職場、地域、学校などでのハラスメントの防止	7
(2)	ワーク・ライフ・バランスの推進	8
①	ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進	8
②	家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進	9
③	子育て支援の充実	9
④	介護への支援の充実	10
(3)	あらゆる分野での男女共同参画の推進	10
①	町女性職員の登用の促進	11
②	審議会等委員への女性の参画の拡大	11
③	地域活動における男女共同参画の促進	12
基本目標 II	安全・安心な生活の実現	13
(4)	あらゆる暴力の根絶	13
①	DVや虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発	13
②	被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築	14
(5)	防災における男女共同参画の推進	14
①	女性の視点を取り入れた防災活動の推進	15
②	女性に配慮した避難所運営の検討	15

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会推進の基盤づくり	16
（６）計画の推進	16
① 庁内における男女共同参画推進体制の充実	16
② 関係機関との連携による推進体制の整備	16

資料編

男女共同参画社会基本法（抄）	18
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	20
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）	26
瑞穂町男女共同参画社会推進委員会設置要綱	31
瑞穂町男女共同参画社会推進委員会委員名簿	32
瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画（第6次行動計画）	
策定に向けての指針について（提言）	33

第1章

計画の基本的考え方

I 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき」社会を、男女共同参画社会としています。

瑞穂町は、男女が共につくる地域社会をめざして、性別にとらわれない自分らしさと、女性の問題は男性の問題でもあるという認識を持つことを基本方針として、平成 11 年度から瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画（以下「計画」という。）の第 1 次の計画がスタートしました。

その後、平成 14 年度から第 2 次、平成 17 年度から第 3 次、平成 22 年度から第 4 次、平成 27 年度からは第 5 次の計画に基づいて、さまざまな男女共同参画施策を実施し、多くの成果を挙げてきました。この度、第 5 次行動計画の計画期間が満了しますが、引き続き男女共同参画の考え方を広めていくことが必要です。

第 1 次行動計画の策定から 20 年が経過し、国レベルでも各種の法制度が男女共同参画社会の実現に向けて整備されてきていますが、人々の行動や態度、慣習や制度の中には、固定的な男女の役割分担や家族像などが、今もなお無意識のうちに残り、女性と男性が共同して参画する地域社会が完全に成り立っているとはいえません。

また、近年人々の意識・価値観や社会情勢、生活は急速に変化し、瑞穂町でも、急速な生活環境の変化の中、性別に関係なく一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は重要な課題です。

瑞穂町に生活する全ての住民が、いきいきと安心して生活することができる“一人ひとりが共につくる地域社会”の実現に向けて、第 6 次行動計画を策定するものです。

II 計画の基本理念

女性も男性も互いの個性を尊重し、それぞれの能力を発揮できる地域社会を作り上げることを第 1 次行動計画からの基本理念としてきました。

この第 6 次行動計画はこれまでの計画からの継続性を確保するとともに、性別に関係なく能力を発揮できる社会の実現へ向け、基本理念を「一人ひとりが共につくる地域社会をめざして」とします。

Ⅲ 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定するものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定するものです。
- (4) この計画は、第4次瑞穂町長期総合計画に位置づけられた「男女共同参画社会の推進」を図るものであり、男女が共につくる地域社会を形成するために実施する具体的な個別施策を示したものです。
- (5) この計画は、学識経験者や各種団体推薦者、公募の住民などで構成される瑞穂町男女共同参画社会推進委員会からの提言を尊重して策定するものです。
- (6) この計画は、瑞穂町における男女共同参画社会の実現に向け、各個別施策の実効性を確保しながら、かつ、住民と行政が互いに協力し合いながら、推進を図っていくものです。
- (7) この計画は、国際連合で定める「持続可能な開発目標（SDGs）」の「目標5 ジェンダー平等の実現」の達成に貢献するものです。

Ⅳ 計画の基本目標

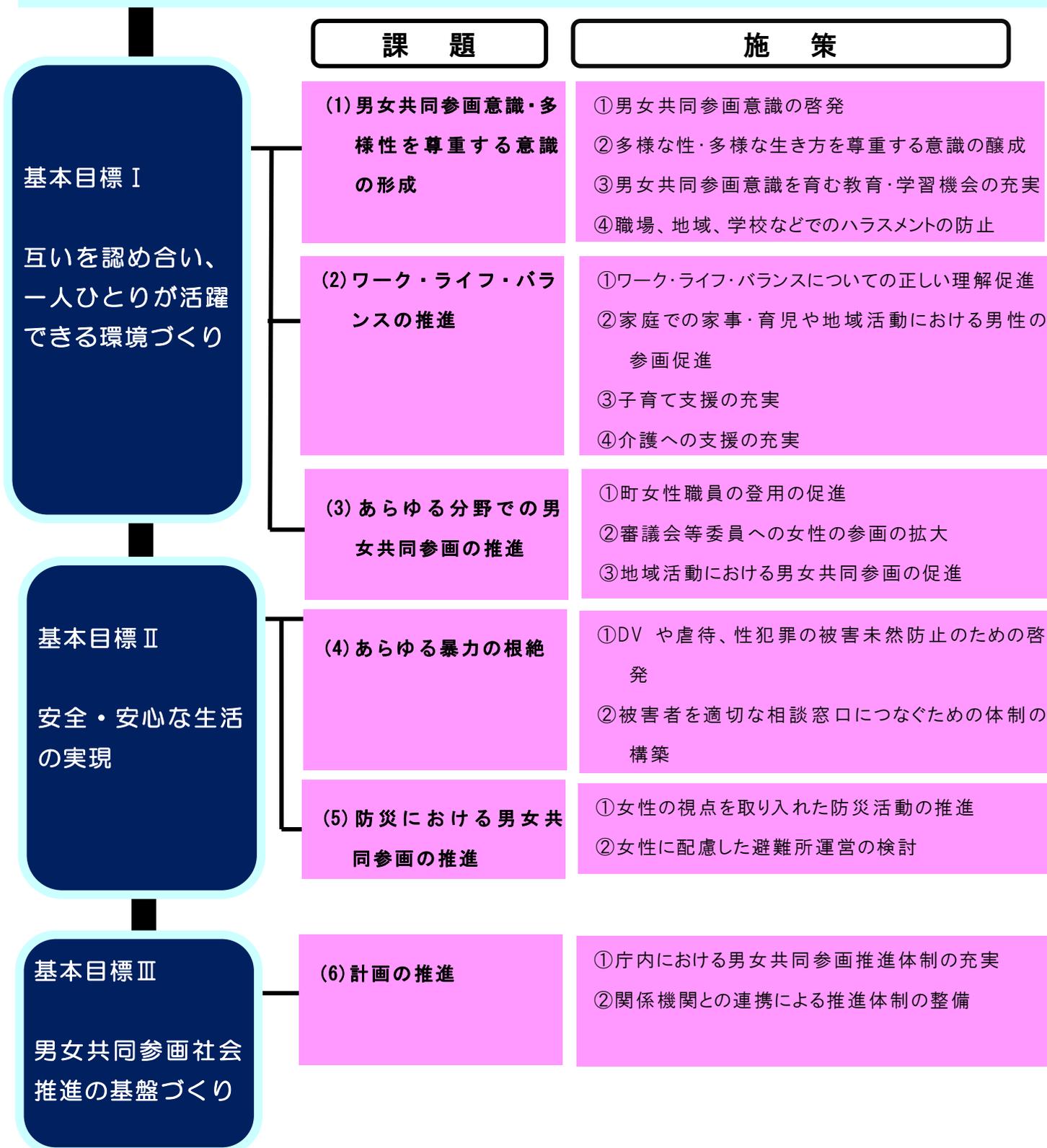
この計画は、基本理念「一人ひとりが共につくる地域社会をめざして」の実現に向け、瑞穂町の住民が家族的責任と社会的責任を果たすことのできる環境を形成するために、「誰もが性別により差別されることなく、人権を尊重する社会」と、「仕事や地域活動などに一人ひとりが対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会」をめざし、次の3つの基本目標を掲げます。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 基本目標Ⅰ | 互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり |
| 基本目標Ⅱ | 安全・安心な生活の実現 |
| 基本目標Ⅲ | 男女共同参画社会推進の基盤づくり |

Ⅴ 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定するものです。ただし、社会経済情勢の変化や国における法の改正などに対応するため、必要に応じ随時見直しを行います。

基本理念 一人ひとりが共につくる地域社会をめざして



第2章

計画の内容

■ 計画の実施区分

「新規」…男女共同参画施策として、新規に掲載した個別施策

「更新」…第5次行動計画の内容をステップアップさせた個別施策

「継続」…第5次行動計画に引き続き、今後も継続する個別施策

基本目標Ⅰ

互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり

(1) 男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成

瑞穂町が男女共同参画社会を実現するためには、全ての住民が、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、能力を発揮でき、個人として人権が尊重されることが前提となります。

男女の人権が等しく尊重され、職場や家庭、地域社会などで、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと生きられる社会を目指し、あらゆる人権や多様な性のあり方を正しく理解し、尊重する意識を定着させていきます。

施策

- ① 男女共同参画意識の啓発
- ② 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成
- ③ 男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実
- ④ 職場、地域、学校などでのハラスメントの防止

① 男女共同参画意識の啓発

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
1	男女共同参画推進のための情報提供及び意識啓発	広報みずほの「パートナー」のコーナー及び町ホームページ等で住民の男女共同参画意識の更なる定着と固定的役割分担意識の解消を目指します。また、多くの住民への啓発ができるよう、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。	企画課	更新
2	職員への情報提供及び啓発	男女共同参画についての庁内報を定期的に発行するほか、各種情報を庁内掲示板等を利用し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	企画課	継続

② 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
3	性自認・性的指向等の理解促進	多様な性のあり方を理解し、認める意識を醸成するための啓発を行います。	企画課 総務課	新規
4	LGBT に代表される性的マイノリティに配慮する意識の醸成	住民向けアンケート調査を実施する際は性別欄に配慮するなど、性的マイノリティに配慮した取組を実施します。	全 課	新規

③ 男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
5	学校等での固定的性別役割にとらわれることのない指導の実施	男女共同参画意識の醸成のため、男女共同参画の学習を充実させます。また、児童・生徒が、性別にとらわれることなく個々の能力を発揮できる進路を選択できるよう、指導します。	教育指導課	更新
6	男女共同参画の視点を持つ関係図書の実	男性の家事、育児、介護などへの参画を促進するために参考となる書籍や男女共同参画の視点で書かれた本・絵本の充実を図ります。	図書館	継続

④ 職場、地域、学校などでのハラスメントの防止

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
7	ハラスメント防止に関する意識啓発	セクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの防止に向けた啓発を行います。	企画課 総務課 教育指導課	新規
8	ハラスメント防止のための庁内体制の確立	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの相談窓口を設置し、相談体制を充実させます。	総務課	継続

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

あらゆる年代の女性も男性も、充実した人生を送るためには仕事だけでなく家庭や地域など私生活での時間を持つことができるよう、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することが重要です。一人ひとりがそれぞれの状況に合わせた働き方や家庭生活、地域活動との関わりを選択できる社会が目指されます。企業と住民それぞれに対して、長時間労働の働き方改革への意識啓発や、ワーク・ライフ・バランスの必要性やメリットの啓発活動に取り組んでいきます。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境をさらに整えていきます。

施策

- ① ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進
- ② 家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 介護への支援の充実

①ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
9	ワーク・ライフ・バランス推進のための住民への意識啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や情報提供を積極的に行います。	企画課	継続
10	ワーク・ライフ・バランスの促進及び多様な働き方に向けた企業への働きかけ	多様な働き方に向けて、企業に対し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や情報交換を行います。	企画課	新規
11	ワーク・ライフ・バランス推進のための町職員への意識啓発	男性・女性職員ともに育児・介護休暇等を取得しやすい職場環境を形成し、職員の意識を高めていきます。	総務課	継続
12	庁内でのワーク・ライフ・バランスの推進	各課で、ワーク・ライフ・バランス実現のため一人ひとりが取り組みます。	全 課	継続

②家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
13	男性の家事・育児、地域活動などへの参画へ向けた啓発	男性を対象に、家事や育児などの参画の促進につながる情報提供を行います。	企画課	新規
14	男性職員の育児休業等取得に向けた啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知を行います。	総務課	新規
15	男性の育児参画の促進	妊娠期の母親、父親を対象とした事業を通じて啓発を行います。また、子ども家庭支援センター事業を充実させ、父親と子どもが一緒に参加できる場づくりを推進します。	子育て応援課 健康課	更新

③子育て支援の充実

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
16	子育て支援に関する情報提供	子育て支援に関する情報や仕事と育児の両立のための情報を様々な媒体を使って周知します。	企画課 子育て応援課 健康課	新規
17	子育て支援事業の充実	子ども家庭支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業を充実するとともに、乳幼児ショートステイ・一時保育を推進します。	子育て応援課	更新
18	子育てに関する相談事業の充実	安心して子育てができるよう、相談しやすい窓口や体制の整備・充実を図ります。	子育て応援課 健康課	更新
19	保育所の受け入れ態勢の充実	認可保育所の定員の弾力化及び民間保育所の開設誘導により待機児童の解消を図ります。また、ニーズに応じた延長保育を実施します。	子育て応援課	継続

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
20	学童保育クラブの充実	学童保育所等の受け入れ態勢を強化し、待機児童ゼロを目指します。	子育て応援課	新規
21	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭に対する相談窓口の周知及び支援事業を推進します。	子育て応援課	新規

④介護への支援の充実

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
22	介護者への周知及び相談の実施	仕事と介護を両立できるよう、利用できる介護サービスについて周知を行い、具体的な介護サービスの利用方法等について高齢者支援センターや介護事業所等で相談を受けます。	高齢者福祉課	更新
23	介護者への支援の実施	家族介護者の負担を軽減するための施策を実施するとともに、支援者となる関係機関との連携を強化します。	高齢者福祉課	継続

(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

様々な視点でのまちづくりを進めるため、町の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、意思決定過程での男女共同参画を推進する必要があります。第1次行動計画から目標値として掲げられている「審議会等における女性委員の比率 30%」の実現に向け、継続して取組を進めていきます。また、地域活動への女性の参画促進により、地域においても男女共同参画を推進していきます。

施策

- ① 町女性職員の登用の促進
- ② 審議会等委員への女性の参画の拡大
- ③ 地域活動における男女共同参画の促進

① 町女性職員の登用の促進

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
24	女性の採用拡大	女性応募者の一層の拡大のための手段について研究・実施します。	総務課	継続
25	女性管理職登用促進のための職員意識啓発	女性職員を対象に、キャリアアップのための研修、意見交換会や交流会等を実施し、又はあっせんし、職員のキャリア開発の支援を図ります。	企画課 総務課	継続
26	女性職員の活躍の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく瑞穂町特定事業主行動計画に基づいた取組を推進し、実施状況をホームページで公表します。	総務課	新規

② 審議会等委員への女性の参画の拡大

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
27	審議会・委員会等における女性委員登用率の向上	町の政策形成過程や施策のあり方に住民意見を反映させる審議会や委員会などへの女性参画の割合が30%以上となるように努めます。	全 課	継続
28	女性が審議会・委員会等に参画しやすい環境の整備	女性が各種会議に参画しやすいように会議日時や託児等に配慮します。	企画課 関連各課	新規

③地域活動における男女共同参画の促進

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
29	地域活動への参画の促進	地域活動に参加するきっかけとなる事業の提案をし、男性の地域活動への機会をつくとともに、地域に男女共同参画に関する情報提供を行います。	企画課 地域課	更新

基本目標Ⅱ

安全・安心な生活の実現

(4) あらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力や、児童、高齢者への虐待、性犯罪など、あらゆる暴力や犯罪は決して許されるものではありません。被害の未然防止のため、DVやストーカーに関する正しい知識の啓発をさらに進めるとともに、相談窓口の連携による早期発見と対応により、被害者の安全確保と自立に向けた支援に努めるべきです。DVを含めたあらゆる暴力や犯罪を根絶し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策

- ① DV や虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発
- ② 被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築

①DV や虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
30	DV 等への正しい知識の普及と啓発	あらゆる暴力（DV、デートDV、虐待等）、性被害等の未然防止と早期発見、また、正しい知識を住民に働きかけるため様々な手段で啓発を行います。	企画課 福祉課 子育て応援課 高齢者福祉課 健康課	継続
31	相談窓口の周知と情報提供	DV 相談窓口の周知を図り、DV についての情報提供を行います。	福祉課	更新

②被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
32	相談業務の充実	東京都や西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員・主任児童委員等と連携をとりながら、DV、虐待等相談業務の充実を図ります。また、発見の際には関係機関と充分連携できる支援体制を整えます。	福祉課 子育て応援課 高齢者福祉課	更新
33	DV 被害者の緊急一時保護のための支援	緊急に保護が必要な被害者の安全確保のため、宿泊費等を助成します。	福祉課	継続
34	被害者の住民基本台帳事務における支援措置	住民基本台帳事務で被害者の申出に基づき、加害者からの住民票の写し等の請求を拒むことで、DV被害者の安全確保の支援をします。	住民課	継続

(5) 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震では、様々な場面で男女共同参画の視点が不十分であるという課題が明らかになっています。

また、気候変動に伴う極端な気象現象や自然災害の増加により、住民の防災意識が高まっています。

これらを踏まえて、今後、男女共同参画の視点での防災の取組を進める必要があります。

施策

- ① 女性の視点を取り入れた防災活動の推進
- ② 女性に配慮した避難所運営の検討

①女性の視点を取り入れた防災活動の推進

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
35	男女共同参画の視点での防災の意識啓発	男女共同参画の視点での防災に関する意識啓発を推進します。	企画課 地域課	新規
36	防災対策での女性の参画の推進	災害時の避難、避難所運営、備品等に女性の意見が反映されるよう働きかけます。	地域課	新規

②女性に配慮した避難所運営の検討

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
37	男女共同参画の視点での避難所運営	妊婦や子育て家庭を含めた女性等に配慮した避難所運営を行います。	地域課	新規
38	男女共同参画の視点での避難物資の整備	男女双方の視点に配慮した避難物資を整備します。	地域課	新規

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会推進の基盤づくり

(6) 計画の推進

第6次行動計画を推進させるために、庁内はもとより、関係機関、住民との連携を強化、充実させ、男女の固定的性別役割分担意識の解消へ向け、男女共同参画意識が根付くよう努めるべきです。

施策

- ① 庁内における男女共同参画推進体制の充実
- ② 関係機関との連携による推進体制の整備

① 庁内における男女共同参画推進体制の充実

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
39	庁内での男女共同参画施策の総合的な推進	各課から男女平等参画推進担当者を選出し、施策を各課連携の下で推進します。	企画課	新規

② 関係機関との連携による推進体制の整備

No.	個別施策の取組	概要	担当課	区分
40	計画の進行管理	男女共同参画社会推進委員会の機能を充実させ、本計画における個別施策の進捗状況をチェックするとともに、その結果を町ホームページ等で広く公表します。	企画課	継続
41	関係機関との連携	国や東京都からの男女共同参画推進の情報を収集、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。また、他自治体との情報交換の場を設け、相互の連絡体制を構築できるよう、広域連携に積極的に取り組みます。	企画課	継続

資料編

男女共同参画社会基本法(抄)

公布・施行 平成11年6月23日法律第78号

最近改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基

本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(第 3 章、附則 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布・施行 平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最近改正 令和 元年 6 月 5 日法律第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。))が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について

て、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する

相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又

は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営も

うとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者

二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者

二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章(第 7 条を除く。)、第 5 章(第 28 条を除く。)及び第 6 章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(令和元年政令第 174 号で令和 2 年 6 月 1 日から施行)

一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和元年政令第 174 号で令和 4 年 4 月 1 日から施行)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

公布・施行 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最近改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村

における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。

次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 略

(警察官による被害の防止)

第8条 略

(警察本部長等の援助)

第8条の2 略

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、

児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めに足りる申立ての時にける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止する

ため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時にける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

第13条 ~ 第22条 略

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被

害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に

委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

第 28 条 ～第 30 条 略

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

瑞穂町男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成15年6月13日
告示第118号

(設置)

第1条 男女共同参画社会を推進するため、瑞穂町男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 瑞穂町における男女共同参画に係る施策の推進に関する提案、助言を行うこと。
- (2) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 公募による者 2人以内
- (2) 町長が指名する者 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
 - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、会議を進行する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 委員会は、第2条の所掌事項を遂行するため必要があるときは、関係課の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第80号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第57号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

瑞穂町男女共同参画社会推進委員会委員名簿

任期:平成31年1月22日~令和3年1月21日

(敬称略)

	氏名
委員長	関谷 とみえ
副委員長	石川 任
委員	岩田 正一
委員	加園 もも子
委員	高橋 洋子
委員	土屋 葉子
委員	中野 裕子
委員	根岸 八千代

瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画(第5次行動計画)

策定に向けての指針について(提言)

瑞穂町男女共同参画社会推進委員会では、瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画(第5次行動計画)の計画期間が本年度をもって終了し、「第6次行動計画」を策定するにあたり、別紙のとおり提言書としてまとめましたので提出いたします。

瑞穂町の男女共同参画推進行動計画は、平成8年の「女性問題懇話会の答申」に基づき、平成11年に第1次行動計画を策定しました。第1次行動計画では行政職員の意識改革、第2次行動計画では行政と住民との協働、第3次行動計画では仕事と家庭の両立支援、第4次行動計画では男女が共につくる地域社会、そして現行の第5次行動計画ではあらゆる分野への女性参画の促進を重点目標とし、これまで推進されてきました。第1次行動計画が制定されてから20年が経過しましたが、近年人々の意識・価値観や社会情勢、生活スタイルは急速に変化しています。瑞穂町においても、急速な生活環境の変化の中、性別に関係なく一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと生きられる社会の実現は重要な課題です。

第6次行動計画の策定にあたり、当委員会からの提言を尊重いただき、住民に対しより具体的な働きかけが行われる行動計画の策定となるようお願い申し上げます。

令和元年12月20日

瑞穂町長 杉浦 裕之様

瑞穂町男女共同参画社会推進委員会

委員長 関谷 とみえ
副委員長 石川 任
委員 岩田 正一
委員 加園 もも子
委員 高橋 洋子
委員 土屋 葉子
委員 中野 裕子
委員 根岸 八千代

第6次行動計画策定に向けての指針

I 次期行動計画の策定にあたって

(1)第5次行動計画について

平成10年度からスタートした「第1次行動計画」にはじまり、これまでに第5次行動計画まで策定され、瑞穂町の男女共同参画社会形成の基礎となってきました。現行の第5次行動計画がスタートした年の平成27年度と直近の平成30年度末の進捗状況は以下のとおりです。

基本目標	課題	目標達成度 (平成27年度)	目標達成度 (平成30年度)
I あらゆる分野への女性参画の促進	(1)町女性職員等の活躍の促進	55%	64%
	(2)公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進	22%	24%
	(3)企業における女性の活躍促進	20%	54%
II 男女共同参画を形成する環境の充実	(4)ワーク・ライフ・バランスの推進	78%	80%
	(5)人権や性差の尊重	60%	63%
	(6)あらゆる暴力や犯罪の根絶	80%	78%
	(7)計画の推進	67%	66%
全体結果		62%	66%

全体で見ると、計画初年度から目標達成度は4%増加しています。課題ごとの目標達成度は、ほとんどの課題で50%以上となっていますが、50%を大きく下回る課題もあります。また、個別施策の内容を細部に渡って考察すると、目標を既に達成している施策、現状における課題が見受けられる施策、達成の見込みがない施策に分けられます。

第5次行動計画における7つの課題ごとの現状と今後の方向性は以下のとおりです。

「課題1 町女性職員等の活躍の促進」

庁内における女性職員の活躍の促進に向けて、「ワーク・ライフ・バランスの推進」を軸とした取組を関連部署

が連携して進め、ワーク・ライフ・バランスへの正しい理解は根付いてきていると考えられます。また、女性職員が活躍しやすい職場環境の醸成として、出産・育児、介護等のライフイベントを迎える職員へのフォロー等についての共通認識や、休暇等を取得しやすい環境へ向けた意識が高まっていますが、一方、一人で仕事を抱え込む業務の属人化の問題や、少ない係員の中での休職者が重なってしまう問題などがあり、継続して取組を進める必要があります。

また、政策や方針などへの意見提案や意思決定の場への女性参画について、第1次行動計画から目標値として掲げられている「審議会等における女性委員の比率30%」については、平成31年4月1日付の女性比率は24.1%と、達成されていません。女性登用の体制づくりの他、固定的性別役割分担意識の解消を課題とし、目標達成へ向けて継続して取組が必要です。

「課題2 公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進」

国が行う公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する取組について、情報収集を行い、検討を行いました。現在の町での契約方式では導入が難しい面があり、課題の設定についての見直しが求められます。

「課題3 企業における女性の活躍促進」

企業・事業所における女性の活躍促進については、企業等への情報発信やPRについては一定の成果が見られたものの、充分とは言えません。町には中小企業が多く存在していますが、人員が少ない中でも女性の活躍推進等に取り組むことで経営上のメリットがあるということが理解される必要があります。

「課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進」

ワーク・ライフ・バランス推進のための取組は、目に見えて効果が出るものではありませんが、庁内では継続した取組が行われています。

子育て支援については、全般的に充実した取組が行われ、学童保育クラブについては、待機児童ゼロを達成していますが、保育園の待機児童が解消されないなどの課題が残ります。

また、保健センター内に子育て世代包括支援センターを新設し、妊娠期から子育て期までの相談に応じる出産・子育て応援事業を実施しています。専門職である母子保健コーディネーターが専任で置かれ、「産後ケア事業」、「産前・産後サポート」のほか、妊婦の全数面談や乳児家庭への全戸訪問等を行うことで、安心して子育てできる環境が整備されました。今後も取組を継続する必要があります。

介護者への支援の充実としては、2か所の高齢者支援センターで、きめ細やかな介護サービスの周知や支援が実施されていますが、引き続き仕事と介護の両立のための取組を行う必要があります。

「課題5 人権や性差の尊重」

人権啓発への取組、町民への健康支援の実施、国際理解と交流の推進へ向けた庁内のパンフレットや表示板の外国語表記が着実に進められています。今後更に外国人町民の増加が見込まれるため、今後も継続して取組を進めていく必要があります。

「課題6 あらゆる暴力や犯罪の根絶」

配偶者等からの暴力の防止、児童や高齢者への虐待の防止、あらゆる犯罪の抑止に向けて、各部署で継続した取組が着実に進められています。

この分野は、配偶者からの暴力の他にストーカーやデートDV、高齢者虐待など重要課題となるため、相談窓口の周知や啓発に加え、庁内関連部署や外部の関係機関との連携強化が必要になります。また、住民への相談窓口の周知や被害の未然防止のための啓発も継続して行う必要があります。

「課題7 計画の推進」

男女共同参画の取組は、子どもの保育や教育、配偶者暴力など広範囲にわたるため、庁内各課や関係機関との連携が必要不可欠です。全庁的な取組体制が構築されてきていますが、職員が住民の見本となるよう、更に男女共同参画社会の理解を深め、継続的かつ率先して取り組んでいくことが必要です。

(2)社会情勢について

平成27年9月に、持続可能な未来を迫るための2030年に向けたアジェンダが国連サミットで採択されました。そのアジェンダに盛り込まれた国際的な共通目標であるSDGs(持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境などの課題を解決し、持続可能な世界の実現が目指されるものです。SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会を作ることが重要であるとされており、自治体レベルでの取組が期待されています。特に17の目標のうち、「目標5 ジェンダー平等の実現」は、町の男女共同参画社会推進行動計画と深い関わりがあるものです。

一方国は、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)を施行し、女性の職業生活での活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指しています。瑞穂町では、今後より一層人口の減少が見込まれます。年少人口の減少、老年人口の増加に伴い、労働力人口の減少傾向がすすむことが予測されます。このような中、今後ますます女性の労働力が期待されるとともに、育児や介護など時間的な制約を抱えた人が働き続けられる環境づくり、そのためのワーク・ライフ・バランスの実現が一層重要になっています。

そのほか、近年LGBTをはじめとした性的マイノリティに対する関心が高まっていますが、依然として偏見や差別、理解不足が存在します。多様な性のあり方を理解し、尊重するという課題が新たに生じています。

このような状況を踏まえ、瑞穂町の第6次行動計画は、第5次行動計画の内容に加え、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく配偶者暴力対策基本計画と一体の計画として策定されること、また新たな課題に対応した施策を盛り込むことを期待します。

Ⅱ 行動計画に盛り込むべき項目

(1)男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成

瑞穂町が男女共同参画社会を実現するためには、全ての町民が、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、能力を発揮でき、個人として人権が尊重されることが前提となります。

男女の人権が等しく尊重され、職場や家庭、地域社会などで、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと生きられる社会を目指し、あらゆる人権や多様な性のあり方を正しく理解し、尊重する意識を定着させていく必要があります。

具体的提言

- 1 男女共同参画意識の啓発
- 2 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成
- 3 男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実
- 4 職場、地域、学校などでのハラスメントの防止

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

あらゆる年代の女性も男性も、充実した人生を送るためには仕事だけでなく家庭や地域など私生活での時間を持つことができるよう、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を実現することが重要です。一人ひとりがそれぞれの状況に合わせた働き方や家庭生活、地域活動との関わりを選択できる社会が目指されます。企業と町民それぞれに対して、長時間労働の働き方改革への意識啓発や、ワーク・ライフ・バランスの必要性やメリットの啓発活動に取り組んでいく必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境をさらに整えていく必要があります。

具体的提言

- 1 ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進
- 2 家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進
- 3 子育て支援の充実
- 4 介護への支援の充実

(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

様々な視点でのまちづくりを進めるため、町の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、意思決定過程での男女共同参画を推進する必要があります。第1次行動計画から目標値として掲げられている「審議会等における女性委員の比率 30%」の実現に向け、継続して取り組みを進めていくべきです。また、地域活動への女性の参画促進により、地域においても男女共同参画を推進する必要があります。

具体的提言

- 1 町女性職員の登用の促進
- 2 審議会等委員への女性の参画の拡大
- 3 地域活動における男女共同参画の促進

(4) あらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力や、児童、高齢者への虐待、性犯罪など、あらゆる暴力や犯罪は決して許されるものではありません。被害の未然防止のため、DVやストーカーに関する正しい知識の啓発をさらに進めるとともに、相談窓口の連携による早期発見と対応により、被害者の安全確保と自立に向けた支援に努めるべきです。DVを含めたあらゆる暴力や犯罪を根絶し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

具体的提言

- 1 DV や虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発
- 2 被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築

(5) 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震では、様々な場面で男女共同参画の視点が不十分であるという課題が明らかになっています。

また、気候変動に伴う極端気象や自然災害の増加により、町民の防災意識が高まっています。これらを踏まえて、今後男女共同参画の視点での防災の取組を進める必要があります。

具体的提言

- 1 女性の視点を取り入れた防災活動の推進
- 2 女性に配慮した避難所運営の検討

(6) 計画の推進

第6次行動計画を推進させるために、庁内はもとより、関係機関、住民との連携を強化、充実させ、男女の固定的性別役割分担意識の解消へ向け、男女共同参画意識が根付くよう努めるべきです。

具体的提言

- 1 庁内における男女共同参画推進体制の充実
- 2 関係機関との連携による推進体制の整備平成10年度からスタートした「第1次行動計画」を皮切りに、

第6 瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画
～一人ひとりが共につくる地域社会をめざして～

令和2年3月発行

企画・編集 瑞穂町企画部企画課

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 2335 番地

電 話 042-557-7469 (直通)

F A X 042-556-3401 (代表)

メー ル kikaku@town.mizuho.tokyo.jp